

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の
議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する
法律第一条第一項の特例選挙期日を定める政令の概要

1 趣旨

本年3月に成立した「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」第一条第一項の規定に基づき、同項の指定市町村及び指定県に係る選挙期日（特例選挙期日）を定める。

2 特例選挙期日

岩手県盛岡市他15市町村の区域において行われる市町村の議会の議員又は長の選挙について、特例選挙期日を定める。

※ 他の選挙及び区域については、今後、本政令の改正により、特例選挙期日を定めることとする。

団 体 名	特 例 選 挙 期 日
福島県 檜枝岐村 茨城県 水戸市	平成23年5月29日
福島県 国見町	平成23年6月19日
福島県 磐梯町、猪苗代町、会津坂下町 柳津町、昭和村	平成23年6月26日
福島県 白河市	平成23年7月10日
福島県 福島市	平成23年7月31日
福島県 会津若松市	平成23年8月7日
岩手県 盛岡市 福島県 西郷村	平成23年8月28日
福島県 郡山市、須賀川市、鏡石町	平成23年9月4日

3 施行期日

公布の日から施行する。